

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年1月8日
気象庁
港湾局

能登半島北部における津波監視・津波情報発表の再開について

「令和6年能登半島地震」の影響により、「輪島港」（港湾局所管）及び「珠洲市長橋」（気象庁所管）の両津波観測地点の観測データに欠測が生じていたことを踏まえ、1月7日（日）、気象庁及び港湾局の職員を現地に派遣し、同日、輪島港内に臨時の津波観測装置を設置しました。

これにより、1月8日（月）12時から、「令和6年能登半島地震」の地震活動域に含まれる能登半島北側における津波監視が再開され、津波発生時の津波情報への活用も可能となりました。

なお、気象庁が発表する津波情報における本観測装置の地点名は「輪島港」として取扱うことといたします。

別紙：輪島港での臨時の津波観測装置を設置する作業の様子と装置概要

【問合せ先】

<臨時の津波観測装置の設置に関すること>

気象庁大気海洋部環境・海洋気象課 鈴木、野崎
電話 03-3434-9127

<津波情報の発表に関すること>

気象庁地震火山部地震津波監視課 清本、山田
電話 03-3434-9041

<輪島港(港湾局所管)の津波観測地点に関すること>

港湾局技術企画課技術監理室 野上、瀬水
電話 03-5253-8682